

第3次総合計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル 実施要領

【事業概要】

1 事業名

第3次総合計画策定業務

2 業務の目的

本業務は、現行の第2次南九州市総合計画・後期基本計画が令和9年度で満了することから、まちづくりの主体である市民の参加を得て「農林水産」「商工観光」「社会基盤」「生活環境」「保健福祉」「教育文化」「協働参画」など地域の各分野の解決すべき課題と、それに対応する必要な施策の内容や量等の現状を明らかにし、計画的に実現する体制を整備するための指針として令和10年度以降10年間の第3次南九州市総合計画を策定することを目的とするものである。

3 委託期間

契約締結日から令和10年3月31日（金）まで

4 委託場所

南九州市内

5 業務内容

「第3次総合計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

6 成果品

- | | |
|--|------|
| (1) 総合基本計画基本構想・基本計画 | 50部 |
| ① A4版フルカラー、100頁以内 | |
| ② 表紙：マットコート紙 139k、見返し：上質紙（厚口）、本文：マットコート紙 70k | |
| (2) 総合基本計画基本構想・基本計画（概要版） | 200部 |
| ① A4版フルカラー、10頁程度 | |
| ② 表紙・本文：マットコート紙 70k | |
| (3) 同上電子データ | 1式 |
| (4) 各種調査、意見聴取結果集計及び分析結果並びにその他関連資料 | 1式 |
| (5) 同上電子データ | 1式 |
| (6) その他「甲」が必要と認めたもの（ただし、「乙」との協議による） | 1式 |

7 事業に要する費用（予定価格）

本業務の予定価格は設定するが、非公表とする。

※提出される見積額は審査における評価対象とし、提案内容等含め総合的に審査する。

8 実施形式

公募型プロポーザル方式

9 参加資格

プロポーザルに参加できるもの（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 南九州市入札参加資格名簿登録者又は本プロポーザル参加申込書の提出までに入札参加資格申請書類を提出し、審査内容を満たしている者。

※ 本市の入札参加資格名簿未登録者については、本プロポーザル限定で行う書類審査を実施するものとする。この場合、南九州市の入札参加資格を得るものではない。

- (2) 南九州市において指名停止期間中の者でないこと。ただし、参加申込書提出から契約締結までの間に南九州市から指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を

利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

10 日程

実施内容	実施期日
公告開始	令和8年5月21日(木)
質問書受付期限	令和8年6月17日(水) 17時00分
質問回答期限	令和8年6月24日(水) 17時00分
参加申込書提出期限	令和8年7月17日(金) 17時00分
企画提案書提出期限	令和8年8月21日(金) 17時00分
書類審査結果通知	令和8年8月26日(水) 10時00分
審査委員会	令和8年9月1日(火) (予定)
選定結果の通知	令和8年9月10日(木) 10時00分
契約締結	令和8年9月中(予定)

11 質問の受付及び回答

提出期限：令和8年6月17日(水) 17時00分まで(必着)

提出方法：質問書(第1号様式)により、電子メールで提出すること。

回答日：令和8年6月24日(水) 17時00分まで

回答方法：市公式ホームページに掲載

12 参加手続き等

(1) 参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書(第2号様式)を提出しなければならない。

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(任意様式)を提出すること。

①提出書類

ア 参加申込書(第2号様式)

イ 会社概要書(任意様式)

ウ 確認書(第3号様式)

エ 入札資格審査申請書※

※南九州市競争入札参加資格を有する参加希望者は不要。

- ②提出部数 各1部
- ③提出期限 令和8年7月17日(金)17時00分まで(必着)
- ④提出場所 南九州市企画課企画係
- ⑤提出方法 電子メールで提出すること。

※到着確認の為、必ず電話連絡を行うこと。

(2) 企画提案書等の作成及び提出

参加希望者は、参加申込書を提出後、仕様書及び下記留意事項に基づいて企画提案書を作成し提出すること。

①提出書類

- ア 企画提案書鑑(第4号様式)
- イ 企画提案書(任意様式)
- ウ 関連業務の実績一覧(任意様式)
- エ 業務遂行人員体制(第5号様式)
- オ 見積書(第6号様式)
- カ 見積内訳書(任意様式)

- ②提出部数 各1部
- ③提出期限 令和8年8月21日(金)17時00分まで(必着)
- ④提出場所 南九州市企画課企画係
- ⑤提出方法 電子メールで提出すること。

※到着確認の為、必ず電話連絡を行うこと。

(3) 企画提案書作成に関する留意事項

- ①企画提案書は1者1提案とする。
- ②提出期限後の書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
- ③提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

13 情報公開及び情報提供

提出書類は、南九州市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、受託者決定後の開示とする。

14 審査方法、審査基準

(1) 審査方法

審査は、市が別に定める第3次南九州市総合計画策定業務審査委員会において書類審査を実施した上で、通過した参加者は対面又はオンラインでの企画提案を行い、審査基準書に基づき総合的に評価して順位付けを行う。ただし、審査結果如何によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがある。また、参加者が1社であった場合

は、審査委員会が仕様書等を満たすと総合的に評価した場合に契約候補者として特定する。

(2) 書類審査結果の通知

書類審査の結果については、審査後、通過した参加者のみに通知するとともに審査委員会についての案内をする。なお、書類審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(3) 審査委員会

- ①開催日 令和8年8月25日(火)(予定)
- ②開催場所 南九州市役所知覧庁舎東別館3階 大会議室
- ③開催方法 対面又はオンライン
- ④所要時間 1参加者当たりの審査時間は概ね20分間とする。
- ⑤注意事項
 - ア 各参加者の審査は、企画提案書の受付順とする。
 - イ 審査は期限内に提出された書類をもとに行い、追加は認めない。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに参加者宛てに通知するとともに南九州市役所ホームページに掲載する。なお、審査委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

15 失格事項

本プロポーザルの提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (3) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (4) 上記のほか、実施要領に示された要件に適合しないもの

16 契約

受託候補者の決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、受託候補者として決定された者は、改めて見積書を提出するものとする。

17 問合せ先

南九州市企画課企画係

〒897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地

電話：0993-83-2511

E-mail：kikaku@city.minamikyushu.lg.jp